

さいたま市公園施設長寿命化計画

令和2年3月
さいたま市

1. 都市公園整備状況

(2019 年 3 月末時点)

管理対象都市公園の数	管理対象都市公園の面積	一人当たり都市公園面積
979	441.0 ha	5.09 m ²

2. 計画期間（西暦）〔 2020 年度～ 2029 年度（ 10 箇年）〕

3. 計画対象公園

①種別別箇所数

街区	近隣	地区	総合	運動	広域	風致	動植物	歴史	緩緑	都緑	その他	合計
848	34	4	11	4	1	0	0	0	0	4	5	911

②選定理由

さいたま市が管理する都市公園のうち、2009年度～2018年度に作成した公園施設長寿命化計画（案）を整理し、見直して更新を行った。対象施設の重要度に着目して、遊戯施設（遊具全般）、運動施設（スタジアム、野球場、体育館等）、建築物（四阿、便所、管理棟）、土木構造物（橋梁、擁壁と、護岸）が設置された公園を、長寿命化計画の対象として選定した。

4. 計画対象公園施設

①対象公園施設数

園路広場	修景施設	休養施設	遊戯施設	運動施設	教養施設	便益施設
97	0	222	3,810	242	0	193

管理施設	合計
921	5,485

②これまでの維持管理状況

これまで遊戯施設（遊具全般）、運動施設（スタジアム、野球場、体育館、テニスコート、サッカー場、陸上競技場、プール施設）、建築物（四阿、便所、管理棟）、土木構造物（橋梁、擁壁、護岸）を対象に、維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検を行っている。遊戯施設はこれらの管理に加え、国土交通省「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」及び社団法人日本公園施設業協会（JPFA）が策定した「遊具の安全に関する規準JPFA-S：2014」に基づき毎年1回の定期点検を実施している。この定期点検により危険箇所が発見された場合、緊急度の高いものから更新、補修を行ってきた。

③選定理由

既往の長寿命化計画書の対象施設に対し、施設の重要度に着目した対象施設条件に従い、以下の施設を抽出した。

1. 遊戯施設・・・遊具全般
2. 運動施設・・・スタジアム、野球場、体育館、テニスコート、サッカー場、陸上競技場、プール施設
3. 建築物・・・四阿、便所、管理棟
4. 土木構造物・・・橋梁、擁壁、護岸

計画対象公園の予防保全管理施設については、定期的な点検、補修対策を行うことで、公園機能の保全を図りつつ、ライフサイクルコストの削減を実現する。また、事後保全型管理施設を含む全公園施設について、日常点検や定期点検による確認により、施設の安全性を維持する。

5. 健全度を把握するための点検調査結果の概要（個別施設の状態等）

健全度調査は、2018年度に実施した。健全度調査は、土木施工管理技士、公園施設整備技士、一級建築士等の有資格者により行い、目視を中心に評価した。健全度調査結果の概要は、以下のとおりである。

公園施設種類	健全度判定				備考
	A	B	C	D	
園路広場 (97)	4	93	0	0	
休養施設 (222)	7	202	13	0	
遊戯施設 (3,810)	184	1,873	1,249	504	
運動施設 (242)	30	198	14	0	
便益施設 (193)	3	184	6	0	
管理施設 (921)	3	905	13	0	
合計 (5,485)	231	3,455	1,295	504	

(施設)

6. 対策の優先順位の考え方

対策の優先順位は、5. で示した「健全度判定」及び「考慮すべき事項」から設定した「緊急度判定」に基づくこととした。

考慮すべき事項は、公園の規模による重要性を公園施設の優先性とし、その評価を「施設重要度」として緊急度判定に反映した。

(施設)

公園施設種類	緊急度判定		
	高	中	低
園路広場 (97)	0	0	97
休養施設 (222)	13	0	209
遊戯施設 (3,810)	599	1,154	2,057
運動施設 (242)	13	1	228
便益施設 (193)	6	0	187
管理施設 (921)	13	0	908
()			
合計 (5,485)	644	1,155	3,686

7. 対策内容と実施時期

① 日常的な維持管理に関する基本的方針

維持保全（清掃・保守・修繕）と日常点検により、公園施設の機能の保全と安全性を維持するとともに、施設の劣化や損傷を把握する。

公園施設の異常が発見された場合は、使用を中止し事故等を予防する。また、この時点で健全度調査を実施し、補修、もしくは更新を判定する。

① 遊戯施設、運動施設、建築物、土木構造物

- ・ 日常点検で施設の劣化や損傷を把握した場合、利用禁止の措置を行う。また対象施設の健全度調査を実施し、施設の補修、もしくは更新を位置づけた上で措置を行う。

② その他設備等

- ・ 法で定める定期点検を健全度調査として活用する。

②公園施設の長寿命化のための基本方針

- ・定期点検によりハザードⅢと判定された遊具は、早急に対策を行い、対策後も定期的な補修を実施する。
- ・健全度評価C、Dのものを中心に、適切な長寿命化対策を実施し、施設の延命化を図る。
- ・毎年の定期点検を行う設備以外の公園施設（遊戯施設、運動施設、建築物、土木構造物）については、5年に1回以上の健全度調査を実施し、施設の劣化損傷状況を確認する。

8. 都市公園別の健全度調査結果、長寿命化に向けた具体的対策、対策内容・時期など

※ 別添「公園施設長寿命化計画調書」（様式1「総括表」、様式2「都市公園別」、様式3「公園施設種類別現況」）による

9. 対策費用

①概算費用合計（10年間）【②+③】	3,033,845 千円
②予防保全型施設の概算費用合計（10年間）	3,033,845 千円
③事後保全型施設の概算費用合計（10年間）	0 千円
④単年度あたりの概算費用【①/10】	303,385 千円

10. 計画全体の長寿命化対策の実施効果

今回長寿命化計画を策定した公園における10年間でのライフサイクルコスト縮減額は59570千円である。

11. 計画の見直し予定

①計画の見直し予定年度（西暦）：〔 2024 年度〕

②見直し時期、見直しの考え方など

- ・次回以降の健全度調査の結果が、長寿命化計画で定めた内容と著しく乖離が生じた場合には、長寿命化計画の見直しを行う。
- ・公園の利用状況を考慮しつつ、今後、廃止・集約化に向けた検討を実施する予定。